

投票時間の見直し（案）に係るパブリック・コメントの結果

No.	寄せられた意見の内容	意見に対する町選挙管理委員会の考え方
1	<p>投票率を上げるため、いろいろ努力されていると思いますが、1時間繰り上げでは、投票率アップにはつながりにくいと思います。いろいろな選択肢があることで、投票しやすくなると思いますので、1時間繰り上げは反対です。</p>	<p>各選挙執行において、投票率の向上は課題の1つとなっています。今回の投票時間の見直しでは、選挙期日の比較的投票者の少ない時間帯である19時から20時の1時間の投票時間を繰り上げることで、長時間の投票立会いによる負担が大きい投票立会人の負担軽減を図ることも目的の1つとしています。また、投票時間を1時間繰り上げると併せて、期日前投票所を1か所増設することで、有権者の投票機会を増やすものです。期日前投票所の増設は選挙人が投票しやすい環境を向上させるものと考えており、ご理解をお願いいたします。</p>
2	<p>投票時間を1時間繰り上げることに簡単には賛成できません。割合としては少ないとは思いますが、現状の②最近の投票時間別投票状況を見ると315人、322人、168人という人が19～20時に投票しています。こういう有権者が投票できなくなってしまうのではないかと心配です。町長選・町議選の選挙期間は短いので期日前投票ができる人ばかりではないと思います。できない人もいるのではないのでしょうか。やはり会場が近い当日の投票も多いと思います。時間の繰り上げには賛成できません。（当事者の意見が聴けるといいと思います。）</p>	<p>ご意見のとおり、19時～20時に投票される選挙人は少なからずいらっしゃいます。投票時間を繰り上げることで投票機会を狭めることになるのではないかと問われれば、全く影響がないとは言えません。そのため、今回の投票時間の見直しでは、同時に期日前投票を1か所増設することとしており、選挙人に対する影響を極力小さなものにしたいと考えております。併せて、選挙期日当日の長時間の投票立会いをお願いしている投票立会人の負担軽減を図ることを目的の1つとしています。来春の町長町議選は、期日前投票ができる期間は4日間と短期間になります。広報みぶ、町公式ウェブサイトでの周知のほか、選挙公報等を活用し、有権者の皆さんに周知を図っていきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>

投票時間の見直し（案）に係るパブリック・コメントの結果

No.	寄せられた意見の内容	意見に対する町選挙管理委員会の考え方
3	<p>投票時間の見直し（短縮）には、反対です。</p> <p>投票時間は、投票場所と並んで、できるだけ有権者が自己の意志を表明しやすいように保障すべきです。</p> <p>ところが投票時間を短縮すると、それだけ有権者の投票する時間を制限し、意志を表明しにくくすることになりかねません。</p> <p>選挙管理委員会は、①期日前投票制度利用の定着・当日投票者の減少②投票立会人の負担軽減③夕方・夜間の安全確保が図られる…などを短縮の理由として提示しています。</p> <p>しかし、①については期日前投票が定着したり、当日投票者数が減少しているからといって、当日投票しにくくする理由にはなりません。また②については、時間を細切れにしたり、報酬を引き上げるなど検討して、もっと多くの人投票立会人になれるよう工夫することこそ知恵の絞りどころで、投票時間を短縮して乗り切ろうとするのは、論理のすり替えです。</p> <p>③の夕方・夜間の安全確保については、それが投票時間でなくても確保する必要があり、送り迎えを検討するなど、対処方法を考えたらいかがでしょうか。④の開票結果を早く知りたいという理由については、まったくの論理のすり替えといわなければなりません。開票結果を早く知るといふことと、投票時間を短縮して開票を早く始めるということとはまったくの別問題です。結果を早く知るために投票時間を繰り上げたのでは、選挙の正当性そのものに瑕疵を生むことになりかねません。</p> <p>以上、どの点から見ても、投票時間を短縮する合理的な理由は見当たりません。</p> <p>確かに②のように、それぞれの地域の有権者の負担が大きくなっていることもありますが、それは改善策を実施することで克服すべきであり、有権者の権利を侵害して達成を図るべきではないと考えます。</p> <p>これからますます高齢化社会を迎え、地域の課題も次々と出てきます。だからこそ、住民のみなさんの知恵と意見を出してもらいやすくすることの検討が大切で、有権者や住民のみなさんの意見を出しにくくするような“改悪”案には反対です。</p>	<p>今回、投票時間の見直しにあたり、4点の理由を挙げております。特に1点目の「期日前投票制度利用の定着・当日投票者の減少」では、選挙執行ごとに期日前投票を利用する選挙人が着実に増加しているところです。（今回の衆院選でも投票者の内42.3%が期日前投票を利用し投票しています。）</p> <p>投票時間を繰り上げる時間についても、1～3%とはいえ投票する選挙人がいるのも事実ではありますが、期日前投票所を1か所増設することにより、投票機会を拡充し、投票時間を繰り上げることに伴う影響を小さくし、選挙人の投票に支障をきたさない範囲として1時間の繰り上げを行うものとしたところであり、併せて、選挙期日の投票立会人は長時間の立会いで負担が大きく、負担軽減を図ることも見直しの目的の1つであります。</p> <p>実施に当たっては、有権者の皆さんへ、広報みぶ、町公式ウェブサイトでの周知のほか、新たに発行する選挙公報、自治会を通じてのお知らせ等、様々な方法で有権者の皆さんに周知をしていきたいと考えています。</p> <p>選挙管理委員会では、選挙人の投票環境の向上に取り組んでいきたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。</p>